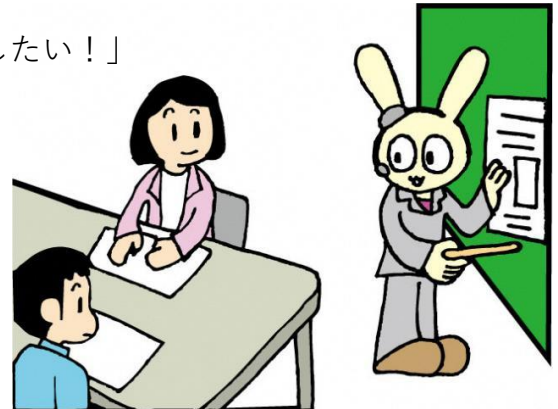


令和 8 (2026)年度 消費生活出前講座のご案内

三田市では、「くらし（消費生活）について勉強したい！」という市内の地域団体やグループ等を対象に、悪質商法の対処法や、ネットリテラシー、食の問題、金銭教育など、消費生活に関する13講座（裏面メニュー表参照）について講師を派遣する消費生活出前講座を実施しています。地域やグループの勉強会、職場内の学習会、学校行事などで、ぜひご利用ください。



お申し込み方法	1. 10人以上の参加予定人数を集める。 2. 会場を確保する。 3. 講座内容を決める。（メニュー一覧表より選ぶ） 4. 申込書に必要事項を記入し提出する。（インターネット申込は下記参照） （開催日の1ヶ月前までにお申込ください。）
派遣の対象	市内に在住・在勤又は在学する、概ね10人以上が参加する予定の団体やグループ等
開催時間	5月～2月（受付は4月～） 10時から18時までで、概ね90分以内にしてください。 ただし、土・日・祝日は開催が困難な場合がありますので、ご相談ください。
経費負担	・ 講師謝礼金は、消費生活センターが負担します。 ・ 会場費がかかる場合は申込者でご負担ください。
その他	・ 講座の内容により、机やホワイトボード等をご準備いただく場合があります。 ・ 講座終了後に、「受講報告書」を提出してください。
申し込み・ 問い合わせ先	三田市消費生活センター 〒669-1528 三田市駅前町 2-1 キッピーモール 6階 TEL：079-559-5032 FAX：079-563-8001 ※平日の10時から18時の間で、ご連絡ください。
インターネット での申し込み	三田市ホームページで「消費生活出前講座」を検索または二次元コード①でご案内ページへ。二次元コード②は専用申込フォームへ直接リンクします。

令和 8（2026）年度 消費生活出前講座メニュー 一覧表

種 別	講座 番号	講 座 名	内 容	対 象
契約	1	悪質商法・特殊詐欺にだまされな い！ ～しっかり守ろう！自分の財産	悪質業者の手口を知り、被害の未然防 止と解決法を学びます	一般 ～ 高齢者
	2	悪質業者にまけんぞう！スゴロク	すごろくを使って、楽しみながら悪質 業者の手口と対処法を学びます	高齢者 若者※
	3	相談しよう！ひとりじゃない	手遊びと川柳を使って、悪質商法の手 口と対処法を学びます	高齢者※
	4	契約ってな～に？	身近な事例から契約の基本を知り、2 コマ漫画やロールプレイでトラブル対 処法を学びます	中学生 高校生
	5	若者の消費者トラブル	契約、ネット、カードなど若者が遭遇 する 消費者トラブルを学びます	高校生 大学生 新入社員など
インタ ー ネット	6	AI時代のネットリテラシー	AI時代、情報リスクが加速していま す。 パソコンやスマホを使うときに、どん なことに気をつければよいのか、事例 をみながら学びます	小学生 ～ 一般※
	7	ダークパターンに気をつけろ！	「在庫わずか」「後10分で終了」など に焦って契約することはありません か？ 企業に都合の良い選択肢に消費者を誘 導するパソコンやスマホの広告につい て学びます	高校生 ～ 一般※
金銭 教育	8	知って使おう！カードいろいろ	カードの種類や注意点について基本的 な情報を提供します	小学生 ～ 一般※
	9	おつかい上手にできるかな？	買い物には「予算」と「目的」がある ことを、おつかいゲームで学びます (親子で参加可・子どものみでも可)	年長児 小学校 低学年※
	10	みんなでお買い物	限られた予算の使い道をチームで相談 しながら模擬ショッピングを行いま す。みんなが満足いく買い物をするに は、みんなが少しずつ我慢することを 学びます	小学校低学年 小学校中学年
食育 食生活	11	おやつ調査隊	自分が持ってきたおやつのパッケージ を見ながら、表示の見方を学びます	小学校高学年 中学生 高校生
	12	しっかり読み取る食品表示	商品選択には「表示」は大切。食品表 示のルール、新しい表示制度の変更点 を学びます	一般 ～ 高齢者
被服	13	じょうずな洗濯	洗濯の目的を知り、じょうずに洗濯が できるようになるため、表示や洗濯の	小学校高学年

			仕方を学びます	
--	--	--	---------	--

対象欄に※印がついている講座は特別支援学校、知的障害者向けにも対応可能です

その他にもプログラムがありますのでご相談下さい